

福山港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和元年10月

福山港港湾管理者

広島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成10年 2月 福山港地方港湾審議会
- ・平成10年 3月 港湾審議会第165回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成12年 2月 福山港地方港湾審議会
- ・平成12年12月 福山港地方港湾審議会
- ・平成14年 3月 福山港地方港湾審議会
- ・平成19年 1月 福山港地方港湾審議会
- ・平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年 8月 福山港地方港湾審議会
- ・平成25年 5月 福山港地方港湾審議会
- ・平成25年 6月 交通政策審議会第52回港湾分科会
- ・平成26年 2月 福山港地方港湾審議会
- ・平成28年 2月 福山港地方港湾審議会
- ・平成30年 3月 福山港地方港湾審議会
- ・平成30年 3月 交通政策審議会第70回港湾分科会

の議を経た福山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2

変更理由

保管施設用地の需要の変化に対応するため、沖浦地区及び一文字地区において土地利用計画を変更する。

土地造成及び土地利用計画

保管施設用地の需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

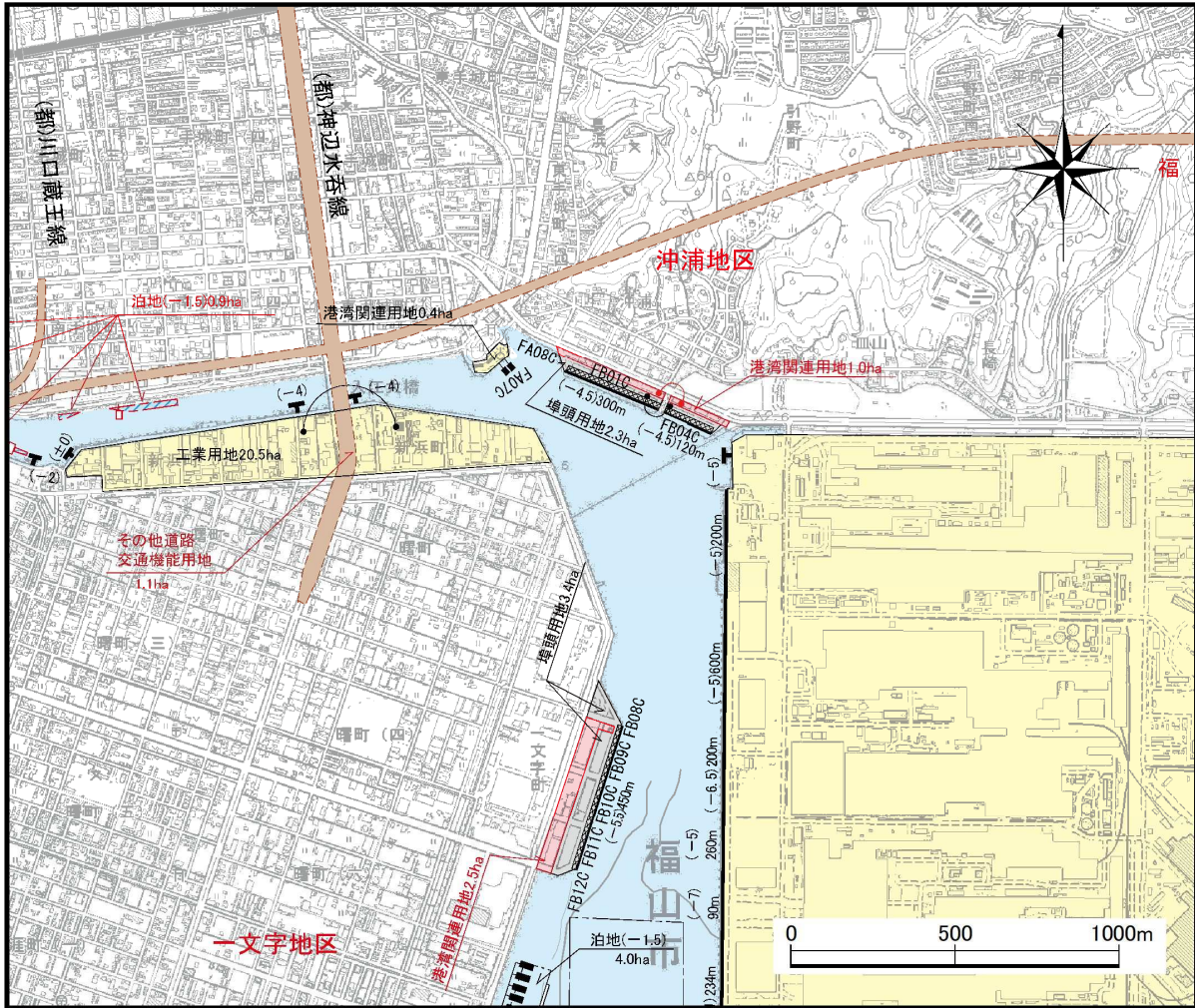
用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	緑地	合 計
一文字地区	(6) 6	(3) 3		(2) 2	(10) 10
沖浦地区	(2) 2	(1) 1			(4) 4

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

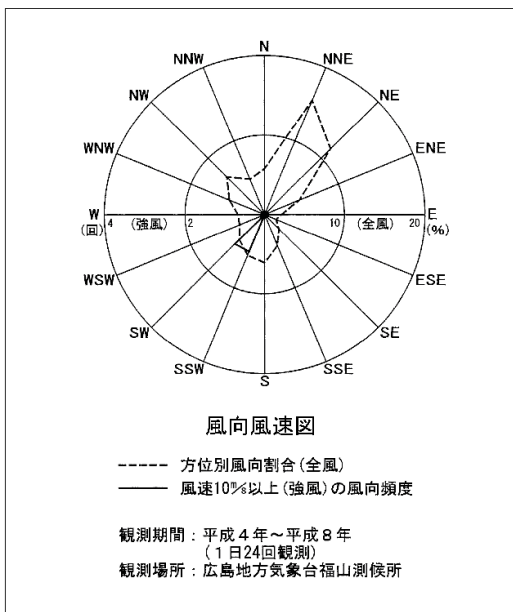
注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

福山港 港湾計画図 (一文字・沖浦地区)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 令元中複、第16号)」



凡 例	
	航路・泊地 (既設)
	(既定計画)
	防波堤 (既設)
	公共岸壁 (既設)
	専用岸壁 (既設)
	ドルフィン (既設)
	小型さん橋 (既設)
	(既定計画)
	埠頭用地 (既設)
	その他道路 (既設)
	(既定計画)
	その他の用地 (既設)
	(今回計画)
	物資補給岸壁 (既設)